

答申第 745 号

令和 2 年 5 月 28 日

神奈川県知事 黒岩 祐治 様

神奈川県情報公開審査会
会長 常岡 孝好

行政文書一部公開処分に関する審査請求について（答申）

平成 31 年 1 月 9 日付けで諮問された特定会議における特定議案検証可能文書一部非公開の件（諮問第 832 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関である神奈川県知事が、平成30年度特定協議会の第1号議案のうち、「都市計画決定（変更）手続きに向けた関係機関との調整を実施した」ことが検証できる文書を不存在であるとして公開を拒否したこと、及び同議案のうち、「特定A市及び特定B市で実施する特定検討業務に対して特定協議会として6回の会議に協力した」ことが検証できる文書として、別表1に掲げる文書を特定の上、別表2の非公開情報欄に掲げる情報を非公開としたことは、妥当である。

2 審査請求に至る経過

- (1) 審査請求人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条第1項の規定に基づき、平成30年10月24日付けで、神奈川県知事（以下「実施機関」という。）に対して、平成30年度特定協議会の第1号議案のうち、「都市計画決定（変更）手続きに向けた関係機関との調整（以下「特定調整」という。）を実施した」ことが検証できる文書（以下「特定調整実施文書」という。）及び「特定A市及び特定B市（以下「特定2市」という。）で実施する特定検討業務に対して特定協議会として6回の会議に協力した」ことが検証できる文書（以下「特定検討業務会議協力文書」という。）について、行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求に対し、実施機関は、平成30年11月6日付けで、特定調整実施文書については、作成も取得もしていないため不存在であるとして、条例第10条第3項を理由に公開を拒み、特定検討業務会議協力文書については、平成29年4月19日、同年5月26日、同年6月2日、同年7月20日、同年9月1日及び同年11月27日に開催された会議（以下「本件会議」と総称する。）の資料（以下「本件会議資料」という。）である別表1に掲げる文書を特定の上、別表2の区分甲項の非公開情報欄に掲げる情報については、個人に関する情報であり、特定の個人が識別できる情報であるとして、条例第5条第1号本文を理由に、別表2の区分乙項の非公開情報欄に掲げる情報については、公開することにより、特定法人の正当な利益を害するお

それがある情報として、条例第5条第2号本文を理由に非公開とする一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

(3) 審査請求人は、平成30年12月3日付けで、本件処分について、行政不服審査法第2条の規定に基づき、その取消しを求める審査請求を行った。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求書及び反論書における主張を整理すると、審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 特定調整実施文書について

特定調整は、実施機関及び特定2市で実施しているものであるため、実施機関は当該調整に係る文書等を作成又は取得していると推定する。よって、文書の公開を求める。

(2) 特定検討業務会議協力文書について

ア 実施機関は、本件会議以外に、平成29年10月23日、同年11月1日、同月9日、同月17日、同年12月25日、平成30年1月23日及び同年3月14日にも打合せ（以下「審査請求人主張会議」と総称する。）を実施している。公開された文書には、特定協議会の名称がないため、これらの文書が「特定協議会として6回の会議に協力した」ことが検証できる文書なのか判断できない。

イ 本件会議資料のうち、平成29年4月19日開催会議の復命書（以下「本件復命書」という。）は実施機関が作成しているが、他の5件の会議の議事概要及び議事要旨は特定A市が作成したものと推定されるため、実施機関が作成した記録類の公開を求める。

ウ 実施機関は、本件会議資料の非公開部分には、特定法人の従業員の氏名等が記載されている旨説明するが、特定法人の別の従業員であるCの氏名は公開されている。

4 実施機関（担当：県土整備局都市部都市計画課）の説明要旨

弁明書及び意見書における説明を整理すると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 特定調整実施文書の存否について

特定調整とは、土地区画整理事業の計画を進めている事業予定者等が、都市計画の案を取りまとめるために、関係機関と事前に協議等を行うものである。特定調整にあっては、特定地区のまちづくり事業を進めている特定A市が事業予定者として実施しており、実施機関はこれに関与していないことから、文書等を作成していない。

また、特定調整については、平成30年5月29日に開催された平成30年度特定協議会総会の「第1号議案 平成29年度特定協議会事業の報告について」において、特定A市から口頭で説明があったのみであり、これに係る資料等の配布はなく、同総会以外の会議等においても、特定A市から特定調整に係る資料等は配布されていない。

以上から、実施機関は特定調整実施文書を作成又は取得しておらず、文書不存在となるものである。

(2) 特定検討業務会議協力文書について

ア 特定検討業務会議協力文書の特定について

(ア) 実施機関及び特定2市が、平成29年度に出席した特定検討業務に係る会議は、本件会議と審査請求人主張会議ですべてであるが、このうち審査請求人主張会議は、平成29年度特定検討業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）に基づいて、特定検討業務の進捗状況に合わせて適宜行われた打合せであり、特定協議会として協力した会議に該当しない。よって審査請求人主張会議の文書については、特定検討業務会議協力文書として特定しなかった。

(イ) 本件会議の議事録については、平成29年5月26日に開催された会議において、代表して一者が作成し、それを各者で共有することになったことから、特定A市が作成したものを実施機関が共有しているものである。そのため、本件復命書以外に実施機関が独自に作成した議事録は存在しない。

イ 条例第5条第1号該当性について

別表2の区分甲項の非公開情報欄に掲げる情報は、特定法人の従業員の氏名及び住所であるところ、これらは個人に関する情報であり、特定の個

人が識別できる情報であるため、条例第5条第1号本文に該当する。

なお、特定法人の別の従業員であるCについては、特定A市の入札に関する資格者名簿に受任者として登録されていることから、同号ただし書きの慣行として公にされている情報に該当するため、その氏名を公開している。

ウ 条例第5条第2号該当性について

別表2の区分乙項の非公開情報欄に掲げる情報は、一般に公開されていない特定法人の携帯電話の番号であり、公開することにより、業務とは関係のない迷惑電話の対象となれば、当該法人の正当な利益を害するおそれがあることから、条例第5条第2号本文に該当する。

5 審査会の判断理由

(1) 特定調整実施文書の存否について

審査請求人は、特定調整は実施機関及び特定2市で行われていることから、実施機関は当該調整に係る文書等を作成又は取得しているはずである旨主張する。しかし、特定調整は、特定地区のまちづくり事業を進めている特定A市が行っており、実施機関はこれに関与していないことから、実施機関は特定調整に係る文書等を作成していないことが認められる。

また、特定調整については、平成30年5月29日に開催された特定協議会の総会において、特定A市から口頭で説明がなされたものの、これに関する資料等の配布はなかったことが認められる。加えて、同総会以外の会議等においても、特定A市から、特定調整に関する資料等の配布はなされていないことが認められることから、実施機関は特定調整に係る文書等未取得していないことが認められる。

以上から、実施機関が、特定調整実施文書について、作成又は取得していないとして不存在である旨説明していることに、特段不合理な点は見当たらない。

(2) 特定検討業務会議協力文書について

ア 特定検討業務会議協力文書の特定について

(ア) 審査請求人は、実施機関は本件会議以外にも審査請求人主張会議を実

施しているが、本件会議資料には、特定協議会の名称が記載されていないことから、これらが特定検討業務会議協力文書に該当するのか判断できない旨主張するため、以下検討する。

特定協議会は実施機関及び特定2市で構成されていることが認められるが、平成29年度にこの3者が出席した会議のうち、特定検討業務に関する会議は、本件会議及び審査請求人主張会議ですべてであることが認められる。このうち、本件会議は、その内容をみると、特定協議会として、特定検討業務の進め方等について協議したものであると認められる。

一方、審査請求人主張会議は、その開催時期及び内容から、本件会議の内容を踏まえて進められた特定検討業務について、同業務の関係機関が、仕様書に基づいて、特定検討業務の進捗状況に応じて、適宜行った打合せであると認められる。

以上から、実施機関が、特定検討業務会議協力文書には、審査請求人主張会議に関する文書は含まれないと判断し、本件会議資料のみを特定したと説明することに、特段不合理な点は認められない。

(イ) 審査請求人は、本件復命書以外の議事録は、特定A市が作成したものであることから、実施機関が作成した議事録の公開を求めている。

しかし、平成29年5月26日に開催された会議において、議事録は代表して特定A市が作成し、これを各出席者が共有する決定がなされたことが認められることから、実施機関では、本件復命書以外の議事録を作成していないと考えるのが相当である。

よって、実施機関が、本件復命書以外の議事録として、特定A市が作成し、実施機関が取得した議事録を特定したことに、特段不合理な点は認められない。

イ 条例第5条第1号該当性について

(ア) 条例第5条第1号本文該当性について

条例第5条第1号本文は、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開とする旨規定している。

別表2の区分甲項の非公開情報欄に掲げる情報は、特定法人の従業員の氏名及び住所であり、これらは個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるものであることは明らかであることから、同号本文に該当すると判断する。

(イ) 条例第5条第1号ただし書該当性について

もともと、条例第5条第1号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、同号ただし書アからエまで、すなわち「法令又は条例の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報」（同号ただし書ア）、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」（同号ただし書イ）、「公務員等の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報」（同号ただし書ウ）及び「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」（同号ただし書エ）に該当する情報については公開しなければならない旨規定している。

これを本件について見ると、前記(ア)において、同号本文に該当すると判断した情報は、特定法人の従業員の氏名及び住所であることが認められる。同従業員は、取締役等の登記簿に掲載される役職者ではなく、その氏名がホームページに掲載される等、公にされている情報ではないと認められ、また、同従業員の住所についても、公にされている情報ではない。そのため、同号ただし書イには該当せず、その内容及び性質に鑑みれば、同号ただし書のア、ウ及びエのいずれにも該当しないことは明らかである。よって、これらの情報は、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないと判断する。

なお、審査請求人は特定法人の別の従業員であるCの氏名は公開されている旨指摘するが、同人は、特定法人の支社長であり、特定A市の入札に関する資格者名簿に受任者として登録されている。そして、その氏名は特定A市のホームページ等で公開されていることが認められることから、同号ただし書イに該当するとして、実施機関がCの氏名を公開したものであって、非公開とされた従業員の氏名及び住所とは前提が異なる。

ることから、審査請求人の主張に理由はない。

ウ 条例第5条第2号本文該当性について

条例第5条第2号本文は、「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」は非公開とする旨規定している。

これを本件について見ると、別表2の区分乙項の非公開情報欄に掲げる情報は、特定法人の携帯電話番号であり、公開することにより、当該法人の業務とは関係のない迷惑電話等の対象となるおそれがあることが認められる。そのため、当該情報は、公開することにより、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められることから、実施機関が当該情報を非公開としたことに、特段不合理な点は認められない。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別表 1 (特定文書一覧)

文書名	文書内訳
平成 29 年 4 月 19 日開催会議資料	復命書
	平成 29 年度特定検討業務委託仕様書 (案)
	平成 29 年度特定調査業務委託仕様書 (案)
平成 29 年 5 月 26 日開催会議資料	議事概要
	次第
	特定検討調査業務委託の概要 (案)
平成 29 年 6 月 2 日開催会議資料	議事要旨
	次第
	特定検討調査業務委託の概要 (案)
平成 29 年 7 月 20 日開催会議資料	議事要旨
	次第
	業務実施計画書
	作業計画書
平成 29 年 9 月 1 日開催会議資料	議事概要
	次第
	評価手法マニュアル
平成 29 年 11 月 27 日開催会議資料	議事要旨
	次第
	今後の進め方
	報告書

別表 2 (原処分における非公開情報一覧)

区分	文書名	文書内訳	非公開情報
甲 乙	平成 29 年 7 月 20 日開催会 議資料	議事要旨	○ 左記文書中、特定法人の従業員の氏名
		業務実施 計画書	○ 左記文書 3 頁目中、特定法人の従業員の氏名
		作業計画 書	○ 左記文書 4 頁目中、特定法人の従業員の氏名 ○ 左記文書 11 頁目中、特定法人の従業員の氏名 及び住所 ○ 左記文書 15 頁目中、特定法人の従業員の氏名
			○ 左記文書 11 頁目中、特定法人の携帯電話番号 ○ 左記文書 15 頁目中、特定法人の携帯電話番号
甲	平成 29 年 11 月 27 日開催 会議資料	議事要旨	○ 左記文書中、特定法人の従業員の氏名
		報告書	○ 左記文書 2 頁目中、特定法人の従業員の氏名 ○ 左記文書 12 頁目中、特定法人の従業員の氏名 ○ 左記文書 13 頁目中、特定法人の従業員の氏名 ○ 左記文書 14 頁目中、特定法人の従業員の氏名

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 31 年 1 月 11 日	○ 諮問
令和 元年 12 月 26 日 (第 203 回部会)	○ 審議
令和 2 年 1 月 29 日	○ 実施機関から条例第 20 条第 3 項の規定に基づき提出された意見書を収受
1 月 31 日 (第 204 回部会)	○ 審議
3 月 25 日 (第 205 回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
板 垣 勝 彦	横浜国立大学大学院准教授	部 会 員
市 川 統 子	弁護士（神奈川県弁護士会）	部 会 員
柿 崎 環	明 治 大 学 教 授	
田 村 達 久	早 稲 田 大 学 教 授	会長職務代理者
常 岡 孝 好	学 習 院 大 学 教 授	会 長 (部会長を兼ねる)
遠 矢 登	弁護士（神奈川県弁護士会）	
堀 内 かおる	横 浜 国 立 大 学 教 授	部 会 員

(令和2年5月28日現在) (五十音順)